

令和3年度小城市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

団塊ジュニア世代が65歳を超え、現役世代の減少が顕著になる2040年に向けて、国は社会保障・働き方改革をすすめてきています。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

そのような状況の中で、令和2年4月頃からコロナ禍により生活に困窮される方の相談が増加してきました。そのため、特例措置の貸付相談の対応をするとともに職を失われた方への就労支援など、相談者に寄り添った取り組みを行っており、本年度についても必要な支援を継続していきます。

また、近年大規模災害が多く発生しており、コロナ禍での保健福祉センターにおける避難所の対応や災害ボランティアセンターの運営について、平時の段階から行政と協議し事前に備えておきます。

今後、本会の経営においては、時代の変化を見極めながら生活課題の解決に向け、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉施設、NPO、企業、さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者がめざす地域の姿を共有し、それぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう「連携・協働の場」の創出に取り組んでいく必要があります。これまでの実績と特性を生かし、協働の中核を担うとともに、セーフティネットの役割を果たせるよう、経営基盤を強化していきます。

II 重点事業

1 生活課題への対応と地域のつながりの再構築

地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、生活課題を把握し、解決していくことができるよう包括的な支援体制の構築を図ります。そのために専門職による多職種連携や他機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりなど、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていきます。

2 部門間の連携の強化と組織の再編

従来、各分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援体制の部門間の連携を強化していきます。また、必要に応じて支所等を含めた組織機構の再編を検討します。

3 第4次地域福祉活動計画の策定

平成28年度に策定した第3次計画が令和3年度に終了するため、小城市が策定する地域福祉計画に沿って内容を見直し、令和4年度からの5カ年計画を策定します。

Ⅲ 事業計画

社会福祉法人小城市社会福祉協議会 令和3年度 区分別事業計画

区分	主な事業内容																
1. 法人運営 事業 統括 秋野 担当 平石 原 増田 友貞 各支所	<p>1. 理事会・評議員会の開催</p> <p>5月 理事会 事業報告及び決算報告</p> <p>6月 評議員選任解任委員会 評議員の選任</p> <p>6月 定時評議員会 事業報告及び決算 理事の選任</p> <p>6月 理事会 会長・副会長の選任</p> <p>3月 理事会 新年度予算及び事業計画の審議他 ※その他、必要に応じて随時開催します。</p> <p>2. 社協団体会員・賛助会員の加入促進</p> <p>3. 社協戸別会費の納入協力依頼（区長会へ） 4月 「社協会員」である地域の皆さまとともに「だれもが心の豊かさと幸せを実感できる健康・福祉のまち小城」を推進するために、会費納入への協力を求めます。</p> <p>4. 日本赤十字社の事業促進と会費募集 日赤会費募集協力の依頼（区長会へ） 4月</p> <p>5. 香典返し寄付者への弔慰品(線香セット)寄贈</p> <p>6. 赤い羽根共同募金の推進（10/1～12/31） 共同募金・歳末たすけあい募金への協力依頼 （区長会、民生委員児童委員会、ボランティア団体等）</p> <p>7. 社協だより（広報誌）の発行(年6回、奇数月)</p> <p>8. ホームページの充実 社協だよりや各種講座の案内、報告などホームページでも行っています。市民の皆様へ最新の情報をお知らせできるように、随時情報を発信していきます。</p>																
2. 地域福祉 活動事業 担当 陣内康 友貞 各支所	<p>1. 高齢者等福祉活動</p> <p>①ひとり暮らし高齢者への支援（歳末たすけあい募金による） 温泉バス旅行の開催 令和2年度はコロナ禍のため中止した。令和3年度は秋頃に実施予定。</p> <p>②ひとり暮らし高齢者緊急連絡先の調査</p> <p>③老人クラブ連合会活動への助成</p> <hr/> <p>2. 身障福祉活動</p> <p>手をつなぐ育成会への助成</p> <hr/> <p>3. 児童福祉活動</p> <p>①児童遊園地施設整備（新設・補修・撤去費）への助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予定件数</th> <th>助成率</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>1箇所</td> <td>工事費の2/3</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>2箇所</td> <td>〃 1/2</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>撤去費</td> <td>3箇所</td> <td>〃 1/2</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予定件数	助成率	上限金額	新設	1箇所	工事費の2/3	300,000円	補修	2箇所	〃 1/2	80,000円	撤去費	3箇所	〃 1/2	50,000円
区分	予定件数	助成率	上限金額														
新設	1箇所	工事費の2/3	300,000円														
補修	2箇所	〃 1/2	80,000円														
撤去費	3箇所	〃 1/2	50,000円														

区 分	主 な 事 業 内 容
2. 地域福祉 活動事業 担当 陣内康 井上ー	②新生児への誕生記念品の贈呈 年間約300冊を贈呈予定。(出生届時) 5種類の中から1冊を選んでいただいています。特に仕掛け絵本が好評を得ています。
担当 井上ー 末岡	4. 母子・父子福祉活動 母子寡婦福祉連合会への助成 5. ボランティア活動 ①ボランティア相談の推進(登録、斡旋、調整) ②小城市ボランティア連絡協議会への助成・支援 ③小学校・中学校・高校のボランティア活動への助成・支援 ④小城市ボランティア活性化補助事業 新規活動予定のボランティアグループおよび既存のグループを対象として、新規活動に上限4万円の助成をします。(1団体) ⑤ボランティア講座の開催 一般の方やボランティアグループを対象に、地域で高齢者や子どもを見守るボランティアを養成します。 *読み聞かせボランティア養成講座 興味を引く読み方や絵本を学び、地域の子どもの健やかな成長を支援できるボランティアの育成、スキルアップを行う。 *第2回 地域の元気アップ講習会(ステップアップ編) 地域活動の重要性やレクリエーション技法を学び、地域が活性化できるようボランティアの育成を行う。 *災害ボランティアセンター設置訓練 大雨想定災害ボランティアセンター設置訓練を行い、社協職員、関係団体の意識の共有を行う。 *ボランティアスクール 小城市内小学生を対象に障がい者スポーツ体験を行う機会を設け、障がい者の社会参加について理解を深める。 ⑥福祉教育の推進 地域共生社会の実現に向け、児童、生徒に対し、地域住民や他団体の方々に協力いただきながらネットワークを作り、「福祉とは何か」「共生とは何か」を体験学習、ワーク等を通じて学校における福祉教育の推進に努めます。
担当 井上ー 吉村	6. 小城市支えあいセンター事業 令和2年度(1月末現在)は62名の利用者、51名の協力ボランティアが登録され、買い物代行やゴミ出し、付き添い支援を357件行った。 今後も、協力できるボランティアを育成し、地域に住む高齢者や障がい者などが抱える日常生活のうえでちょっとした困りごとにも対応出来るよう住民相互の助け合い活動を推進します。

区 分	主 な 事 業 内 容
担当 原 陣内康 井上— 各支所	7. 福祉教育・援助活動 ①地域自主ふれあいサロンへの助成 地域住民の交流・通いの場として、介護予防・認知症予防や助け合い活動を自主的に行えるように支援します。 （1地区3万円を限度として最長5年間助成、15地区予定。また、5年間で終了した地区に対し1万円を限度として助成、25地区予定） ②保護司会・遺族会・原爆被爆者友の会への助成 ③弁護士無料法律相談所の開設（毎月1回、各町回し） ④小城市民生委員児童委員連絡協議会への協力支援 総会 4月に開催 研修会 9月に開催 「心豊かな子どもを育てる運動合同研修会」 役員会 年5回開催 ⑤単位民生委員児童委員協議会への協力支援 単位民協ごとに毎月1回の定例会を開催。 民生委員からの気付き情報に対し実態把握調査とつなぎ支援を行います。
担当 陣内康 友貞	8. 福祉サービス利用援助事業の実施 認知症・精神障がい・知的障がい等で判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら、安心して住み慣れた地域で生活が送れるように福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりを支援します。
3. 福祉資金貸付事業 担当 陣内康 永淵 中島 各支所	1. 県社協生活福祉資金の相談受付 貸付相談に対し、ハローワークや福祉事務所と連携して対応します。 2. 小城市社協福祉資金の貸付・償還（限度額5万円） 貸付の相談に伴う日常生活上の悩み等の相談にも対応します。
4. 市受託事業 担当 北村昌 古賀和 諸隈 野田春	1. 南部(牛津・芦刈)生きがいデイサービス事業（ひまわり） 特定高齢者に対し、積極的な筋力向上や生きがい活動を行い生活機能の低下を防ぎ、要支援・要介護状態になることを予防するとともに高齢者ができる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。 ①元気アップ教室（4月～9月） 健康運動士による「いきいき百歳体操」やストレッチ、簡易な器具を用いて運動器の機能向上を支援します。 ②フォローアップ教室（10月～3月） 元気アップ教室を終了した人を対象として継続的に「いきいき百歳体操」を行います。 ③生きがい活動支援 レクリエーション活動や手芸等の趣味活動だけでなく、おやつ作り・園芸活動・野外活動で季節を体感し、楽しみを持っていただけるように支援します。また、地域のボランティアや各団体（婦人会等）へ協力を依頼し、生きがい活動の促進を図ります。

区 分	主 な 事 業 内 容
<p>4.市受託事業 担当 北村昌 古賀和 諸隈 野田春</p>	<p>④地域住民との交流会 こども園、小学校、中学校、ボランティアグループとの交流会を行います。</p> <p>⑤高齢者見守りキーホルダー作成の声かけ 地域包括支援センターと連携し、外出時の不安緩和、緊急時の支援として見守りキーホルダー作成の声かけを行います。</p> <p>⑥デイサービス事業の周知 民生委員児童委員会へ出席しデイサービス事業の周知を行います。 また、ふれあいサロンや老人会等に訪問し、パンフレット等を活用して説明を行い、利用者の増加につなげていきます。特に男性の利用者が極端に少ないため増加に努めます。</p>
<p>担当 森</p>	<p>2. 軽度生活支援事業 在宅で日常生活上の援助を必要とする概ね65才以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、自立した在宅生活の継続を図るためホームヘルパーが訪問し、掃除や買い物・洗濯・ゴミ出し等の簡易な家事支援や生活上の相談への助言等を行います。</p> <p>①地域ケア会議への参加 月1回の地域ケア会議への参加により、困難事例の検討や新規利用者の審査等を行い各事業所と連携を取っていきます。</p> <p>②高齢福祉サービス等の情報提供や利用支援 介護保険サービスや高齢福祉サービス等に対する相談に対し、情報の提供や関係機関への連絡等の支援を行います。 *地域生活応援業務（見守り活動） 地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で福祉サービスを利用されていない方が、安心して生活できるように、地域や民生委員の方と連携して見守りを行います。</p>
<p>担当 橋本</p>	<p>3. 障害者移送サービス事業（福祉有償運送） 利用対象者は、身体・療育・精神の各手帳所持者で要件に該当する方や要介護認定の方で公共交通機関を利用することが困難な方です。 丁寧な対応と安全運転を行います。</p>
<p>担当 井上一 各支所</p>	<p>4. 愛の一声運動推進事業 訪問連絡員による、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。 見守り体制の強化のため、民生委員・児童委員と協力し事業を展開していきます。 訪問員として必要な知識を学ぶことが出来る研修会を開催します。（年1回）</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
<p>4.市受託事業 担当 野田千 中原 嘉村 秋山</p>	<p>5. ふれあいサロン事業 保健福祉センターや地区公民館等を活用して、高齢者の介護予防・認知症予防・閉じこもり予防につながる交流の場・通いの場作りの支援を行います。 「桜楽館」→週3回、「アイル」「ひまわり」→週1回 地区公民館 35箇所開催（R2年度）→ 38箇所（R3年度） 自主サロン 48箇所開催（R2年度）→ 50箇所（R3年度） ※新規に5箇所を開設し、市全域で91箇所を目標（保健福祉センター含む）</p> <p>①相談支援（ニーズ把握・つなぎ支援） 物忘れ等の気かり情報の実態把握を行い、本人・家族へ相談支援を行います。（長谷川式スケールで早期発見への取り組み）</p> <p>②市民ボランティアとの連携・発掘 市民ボランティアセンターとの連携や地域ボランティア協力員の発掘を行います。</p> <p>③ふれあいサロン交流会の開催 サロン参加者で困りごとや工夫していることなど情報共有することを目的として行います。</p>
<p>担当 船津 木塚 山田 中村真</p>	<p>6. 子育て相互支援事業（ファミリーサポート・センター事業） （子どもの一時預かり、送迎、家事支援）</p> <p>①軽度の病気・病後児の託児 ②育児サポーター養成講座及び研修会の開催 病気・病後児への対応ができるように24時間の講習と保育園の1日実習を行います。 ③利用料補助</p> <p>7. 地域子育て拠点事業</p> <p>①桜楽館・ひまわりに職員を配置して、地域で気軽に集い子育てのことを気軽に話せる場を増やし、孤独感や不安感に対応出来るサロンを開催します。桜楽館は月・水・金曜日、ひまわりは火・木曜日開催。 ②子育ての悩み相談（随時）</p>
<p>担当 平石 原 江口 古賀明</p>	<p>8. 小城保健福祉センター「桜楽館」の管理・経営</p> <p>9. 芦刈保健福祉センター「ひまわり」の管理・経営 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために定期的な換気と人が触れる箇所の消毒を行い、利用者への検温及びマスク着用を促し、子どもから高齢者が安心して施設を活用してもらうように努める。</p>
<p>担当 井上一</p>	<p>10. 高齢者生きがいつくり講座の開催（7講座） 高齢者の生きがいや社会参加を促進するとともに趣味を生かした仲間づくりを目的に開催します。 ①生け花 ②水墨画 ③短歌 ④園芸教室 ⑤写真教室 ⑥健康マージャン教室（4会場） ⑦囲碁教室（新規講座）</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
4. 市受託事業 担当 卯野木 佐々木 土岐 大垣内 古賀聖 陣内祐	1 1. 小城・多久障害者相談支援センター事業 (小城保健福祉センター「桜楽館」に設置) ①障害者相談支援事業 ・障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援、権利擁護等の援助を行います。 ・サービス事業者、医療機関等との連携で地域生活を支援します。 ②地域生活支援拠点事業 ・24時間365日の相談体制を継続します。 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務として緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等を実施主体である小城市・多久市と共に実施します。 ・緊急時受け入れ事業所向けの研修会を開催します。 ③障害者虐待防止センター事業 ・虐待の相談、通報及び届出に対応します。 ④指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 ・障害福祉サービス利用時にサービス等利用計画の作成や各種サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、計画の見直しを実施します。 ・サービスの提供に当たっては、十分な感染防止対策を行いながら実施します。
担当 陣内康 永渕 中島	1 2. 生活困窮者自立相談支援事業 経済的困窮や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行います。 ①相談窓口の設置 小城保健福祉センター「桜楽館」に設置。 ②自立支援計画の策定 プランを作成し本人にそった支援を行います。 ③関係機関等の連絡・調整 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
5. 介護保険事業 担当 大曲 平野 久保	1. 居宅介護支援事業 (芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置) ①運営方針 常に利用者の立場にたって、利用者が住み慣れた環境で自分らしく尊厳のある生活ができるように支援します。 ②内容 相談援助、ケアプランの作成、サービス調整、定期訪問、モニタリング、更新認定調査、住宅改修支援、介護請求等を行います。 ③支援方法 主任介護支援専門員2人、介護支援専門員1人 計3人で対応。 要介護1から要介護5までの介護認定者に対し、心身の状態を確認し、利用者・家族の意向を尊重した中立公正な自立支援を実施します。

区 分	主 な 事 業 内 容
5. 介護保険 事業 担当 大曲 平野 久保	④目標（令和3年度居宅介護支援） （居宅サービス計画・ケアプラン作成） 月間利用者105人 ケアマネージャーの資質の向上を図り、支援のスキルアップに 努めます。そして、利用者や地域住民の方の困りごとに適時対応で けるように佐賀中部広域連合、地域包括支援センター、医療機関、サー ビス事業者、民生委員・児童委員等とネットワークを強化して、連携を図 ります。
6. 中部広域 連合受託 事業 担当 野中 鳥羽 井上智 前田 北村裕 佐藤 中村純	1. 地域包括支援センター（包括的支援事業） （芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） 小城市南部地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗小城南） 牛津町・芦刈町の高齢者等を対象 ① 介護予防ケアマネジメント 介護保険認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）等への支 援を行います。 ・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント ②総合相談支援 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援 ・困難事例対応 ③権利擁護 ・権利擁護に関する啓発 ・成年後見制度の活用促進 ・高齢者虐待への対応 ・消費者被害の防止 （認知症サポーター養成講座） ④包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 ・介護支援専門員に対する支援 （地域ケア会議 年17回開催予定、個別事例検討、出前講座） ⑤生活支援コーディネーター ・市と連携しながら、担当圏域における生活支援・介護予防サービス提 供体制の整備に向けて取り組みます。 ・生活支援コーディネーターは、生活体制整備事業推進のため市の設置 する第1層協議体及び第1層生活支援コーディネーターと一体になっ て行います。 ⑥認知症地域支援 ・認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービスなどがうけ られるよう関係機関と連携しながら状態に応じた適切な支援体制の構 築と認知症ケアの向上を行います。 ・認知症推進員は事業推進のため市の認知症政策と一体になって適切な 支援を行います。